

## 特定教育・保育施設の利用定員の変更について

### 1 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、市が特定教育・保育施設(保育所、幼稚園、認定こども園)の利用定員を定めることとされております。
- 令和8年度において、利用定員の変更がありますので、利用定員の設定にあたり、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により草津市こども若者会議にて意見を伺います。

#### 利用定員とは・・・

- ・子ども・子育て支援法第31条第1項の「確認」において定められるものであり、市は、こども若者計画に基づき、各施設に対して、認定区分ごとに「認可定員」の範囲内で「利用定員」を設定します。
- ・子ども・子育て支援法に基づく、給付費の算定の基礎となります。

※「確認」とは：市の条例で定める基準に対する対象施設の適合、利用定員の設定等を市町村が確認する制度。

※「認可定員」とは：県が定める設備及び運営の基準に基づき、施設の設備および職員配置等の基準を満たす施設の定員。認可主体は県。

#### 子ども・子育て支援法 抜粋

(特定教育・保育施設の確認)

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。第58条の9第2項、第3項及び第6項、第65条第4号及び第5号並びに附則第7条において同じ。))及び公立大学法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。第58条の4第1項第1号、第58条の9第2項並びに第65条第3号及び第4号において同じ。))を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

## 2 認定こども園の利用定員変更について

### (1) あさひこども園

幼保連携型認定こども園のあさひこども園について、保育需要の上昇傾向に対応するため、保育認定の利用定員を増やします。(保育認定：+6人)

#### ▼変更内容

|                  |              |     |     |      |      |     |     |      |
|------------------|--------------|-----|-----|------|------|-----|-----|------|
| 施設の名称            | あさひこども園      |     |     |      |      |     |     |      |
| 施設の所在地           | 草津市笠山一丁目1-40 |     |     |      |      |     |     |      |
| 施設の類型            | 幼保連携型認定こども園  |     |     |      |      |     |     |      |
| 事業者名             | 社会福祉法人あさひ    |     |     |      |      |     |     |      |
|                  | 変更前          |     |     |      | 変更後  |     |     |      |
| 認可定員※            | 205人         |     |     |      | 211人 |     |     |      |
| 利用定員             | 205人         |     |     |      | 211人 |     |     |      |
| 2号認定(保育)<br>:+6人 | 3歳           | 4歳  | 5歳  | 小計   | 3歳   | 4歳  | 5歳  | 小計   |
|                  | 33人          | 39人 | 39人 | 111人 | 39人  | 39人 | 39人 | 117人 |

※認可定員の変更手続きについては、滋賀県において実施されます。

### (2) TAM ランド野路こども園

幼保連携型認定こども園のTAM ランド野路こども園について、保育需要の上昇傾向に対応するため、教育認定の利用定員を減らし、保育認定の利用定員を増やします。(教育認定：△9人、保育認定：+6人)

#### ▼変更内容

|                  |                |     |     |      |      |     |     |      |
|------------------|----------------|-----|-----|------|------|-----|-----|------|
| 施設の名称            | TAM ランド野路こども園  |     |     |      |      |     |     |      |
| 施設の所在地           | 草津市野路八丁目 16-10 |     |     |      |      |     |     |      |
| 施設の類型            | 幼保連携型認定こども園    |     |     |      |      |     |     |      |
| 事業者名             | 株式会社成基         |     |     |      |      |     |     |      |
|                  | 変更前            |     |     |      | 変更後  |     |     |      |
| 認可定員※            | 177人           |     |     |      | 177人 |     |     |      |
| 利用定員             | 177人           |     |     |      | 174人 |     |     |      |
| 1号認定(教育)<br>:△9人 | 3歳             | 4歳  | 5歳  | 小計   | 3歳   | 4歳  | 5歳  | 小計   |
|                  | 8人             | 8人  | 8人  | 24人  | 5人   | 5人  | 5人  | 15人  |
| 2号認定(保育)<br>:+6人 | 3歳             | 4歳  | 5歳  | 小計   | 3歳   | 4歳  | 5歳  | 小計   |
|                  | 40人            | 40人 | 40人 | 120人 | 42人  | 42人 | 42人 | 126人 |

※認可定員の変更手続きについては、滋賀県において実施されます。

### 3 令和8年度の「利用定員」と草津市こども・若者計画の「確保方策」の比較

#### (1) 保育定員について

令和8年度の保育認定の利用定員については、あさひこども園およびTAMランド野路こども園の保育定員の拡大(2号認定: +12人)により、計画で定められた確保方策を概ね満たす定員を確保することができます。

#### ▼保育認定の「利用定員」と草津市こども・若者計画「確保方策」

| 令和8年度      | 計画値        |           | 見込値       | 計画値と見込値との差        |                  |
|------------|------------|-----------|-----------|-------------------|------------------|
|            | 量の見込み<br>① | 確保方策<br>② | 利用定員<br>③ | 量の見込み<br>との差(③-①) | 確保方策<br>との差(③-②) |
| 3号認定(0歳)   | 457人       | 454人      | 451人      | △6人               | △3人              |
| 3号認定(1歳)   | 757人       | 747人      | 747人      | △10人              | ±0人              |
| 3号認定(2歳)   | 876人       | 890人      | 892人      | +16人              | +2人              |
| 2号認定(3～5歳) | 2,628人     | 2,736人    | 2,745人    | +117人             | +9人              |
| 計(0～5歳)    | 4,718人     | 4,827人    | 4,835人    | -                 | -                |

#### (2) 教育定員について

令和8年度の教育認定の利用定員については、TAMランド野路こども園の教育定員減(△9人)により、計画に定める確保方策を下回りますが、量の見込みに対しては十分な定員を確保しています。

#### ▼教育認定の「利用定員」と草津市こども・若者計画「確保方策」

| 令和8年度      | 計画値        |           | 見込値       | 計画値と見込値との差        |                  |
|------------|------------|-----------|-----------|-------------------|------------------|
|            | 量の見込み<br>① | 確保方策<br>② | 利用定員<br>③ | 量の見込み<br>との差(③-①) | 確保方策<br>との差(③-②) |
| 1号認定(3～5歳) | 1,136人     | 1,927人    | 1,903人    | +767人             | △24人             |